

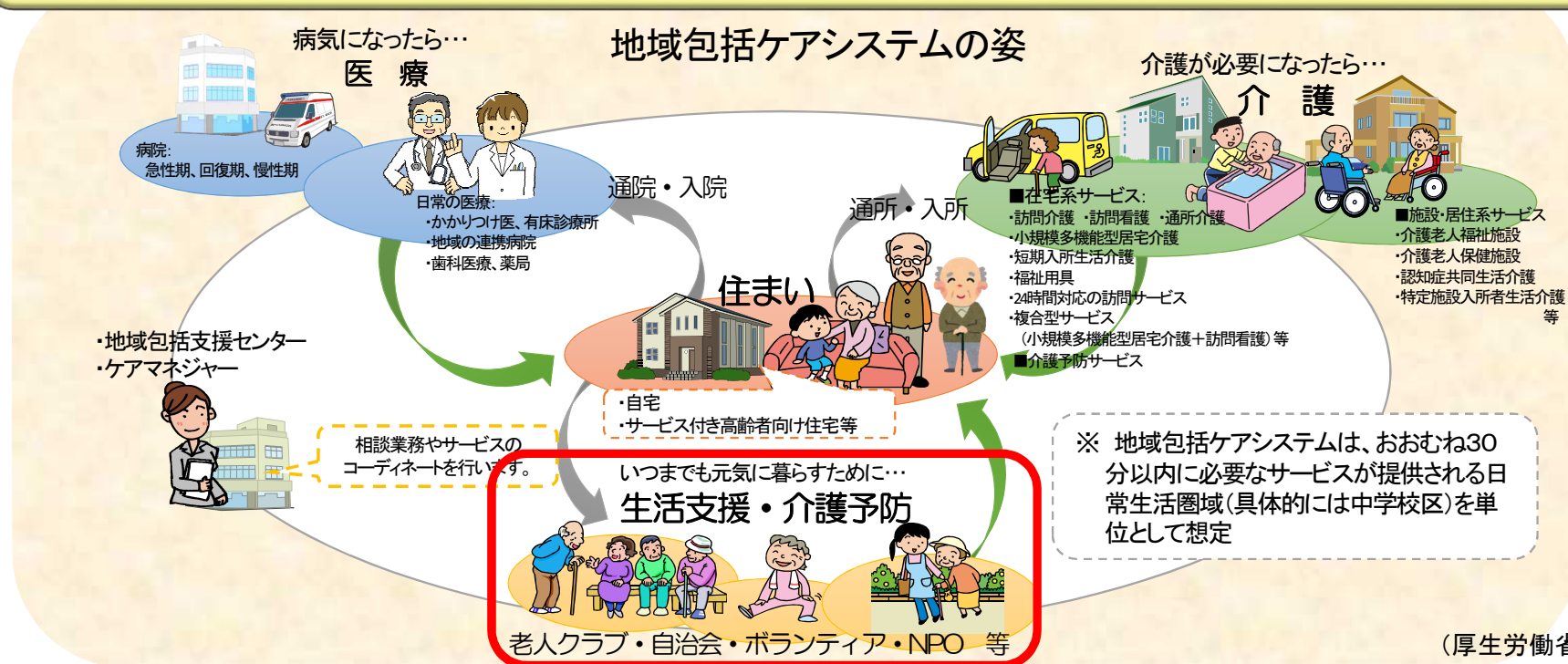
# 介護予防・日常生活支援 総合事業の概要について

平成28年1月27日(水)

須賀川市長寿福祉課

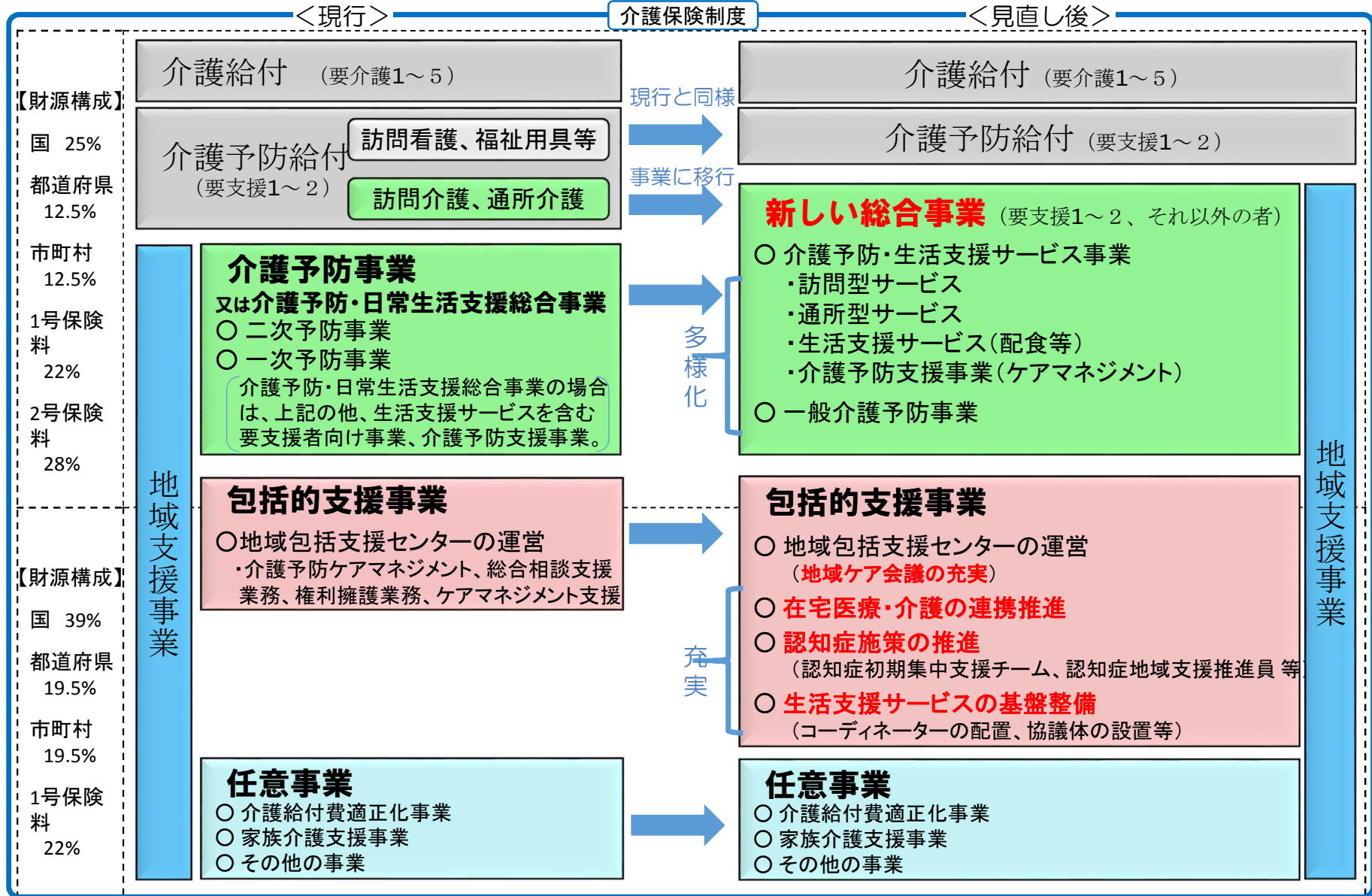
## 地域包括ケアシステムの構築について

- 団塊の世代が75歳以上となる2025年を目途に、重度な要介護状態となっても住み慣れた地域で自分らしい暮らしを人生の最後まで続けることができるよう、**医療・介護・予防・住まい・生活支援が包括的に確保される体制(地域包括ケアシステム)の構築を実現。**
- 今後、認知症高齢者の増加が見込まれることから、認知症高齢者の地域での生活を支えるためにも、地域包括ケアシステムの構築が重要。
- 人口が横ばいで75歳以上人口が急増する大都市部、75歳以上人口の増加は緩やかだが人口は減少する町村部等、**高齢化の進展状況には大きな地域差。**
- 地域包括ケアシステムは、**保険者である市町村や都道府県が、地域の自主性や主体性に基づき、地域の特性に応じて作り上げていくことが必要。**



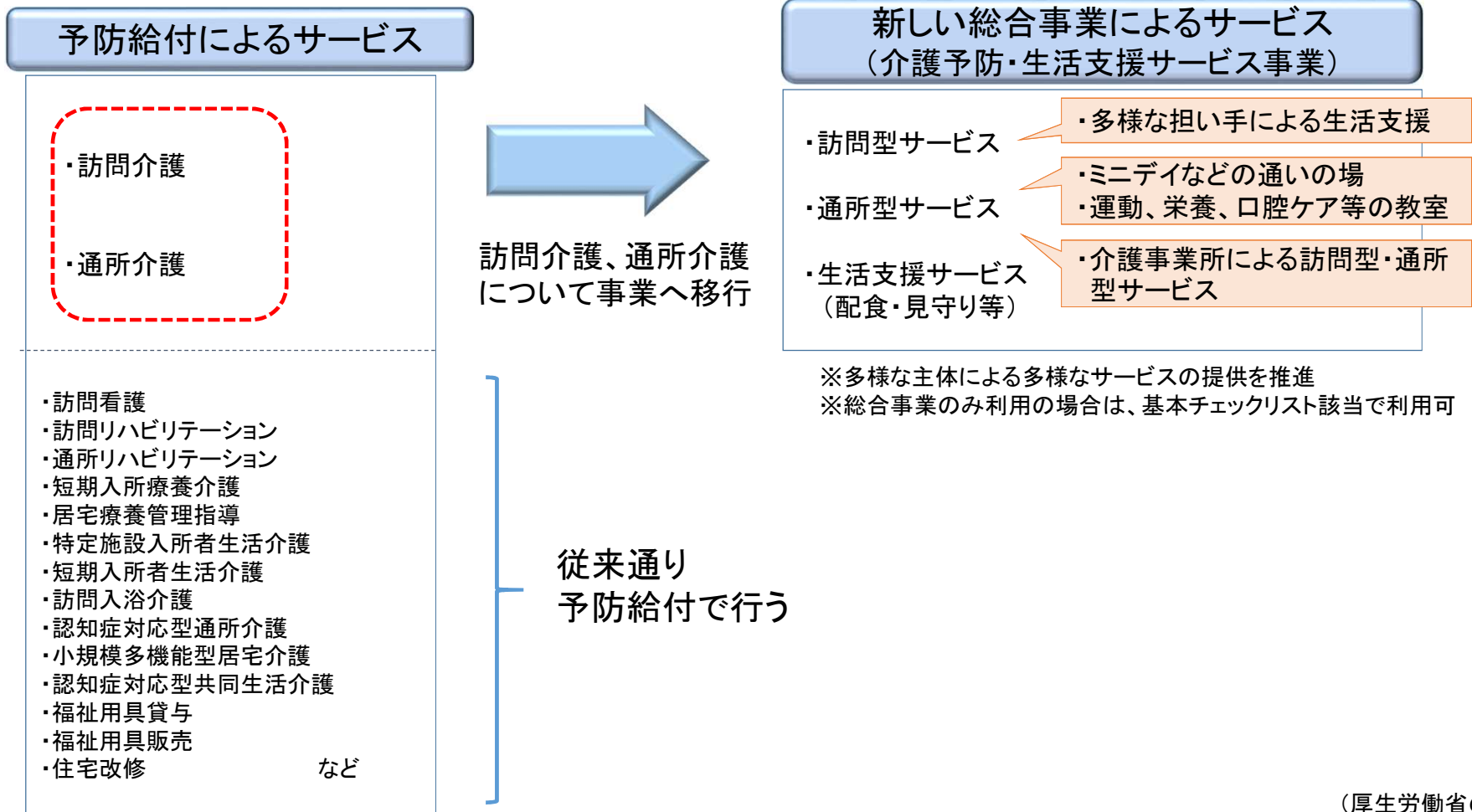
# 新しい地域支援事業の全体像

(厚生労働省の資料より)



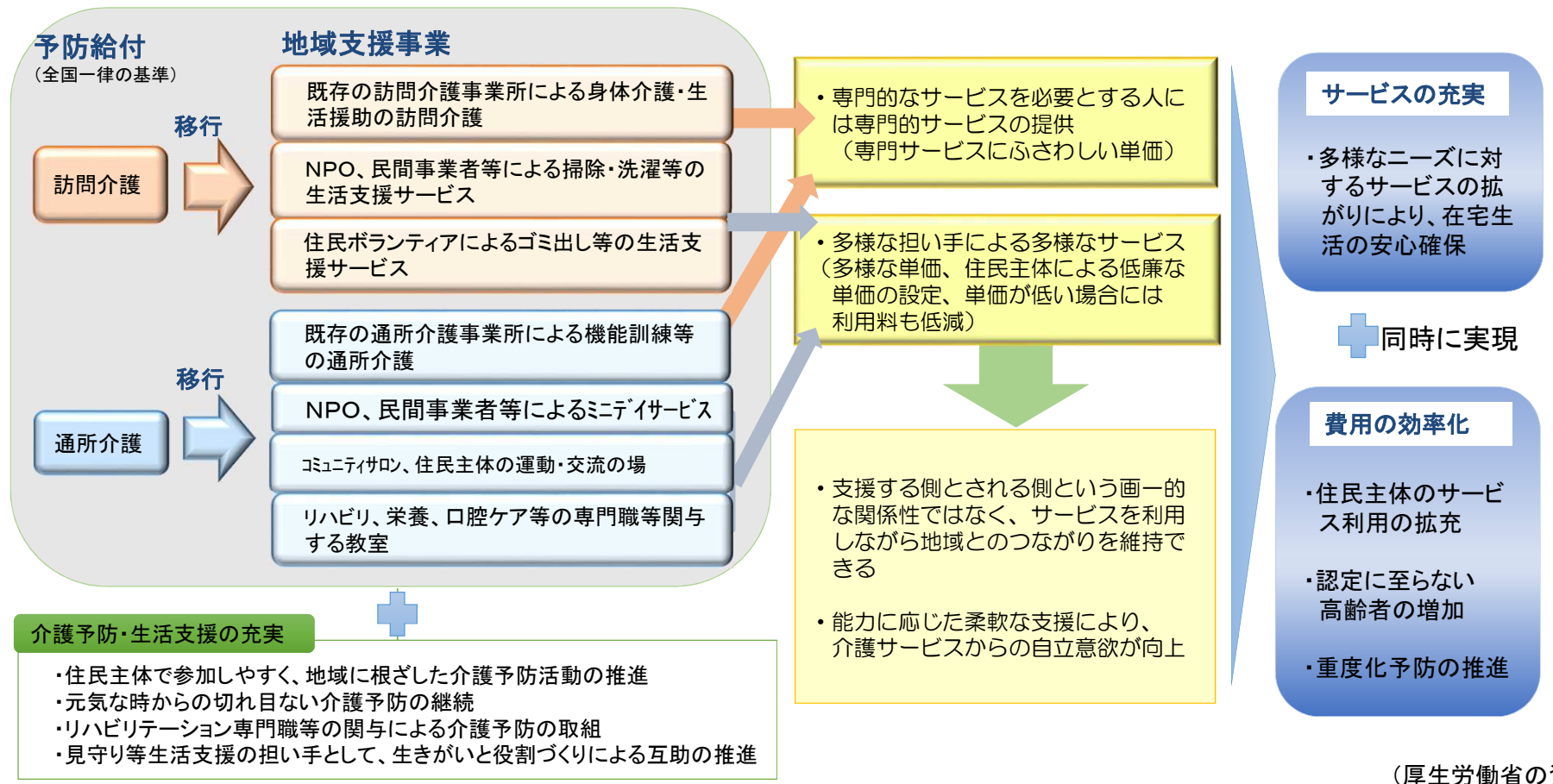
## 要支援者の訪問介護、通所介護の総合事業への移行(介護予防・生活支援サービス事業)

- 多様な主体による柔軟な取り組みにより効果的かつ効率的にサービスを提供できるよう、予防給付の訪問介護、通所介護は、事業にすべて移行(平成29年度末まで)
- その他のサービスは、予防給付によるサービスを利用



## 予防給付の見直しと生活支援サービスの充実

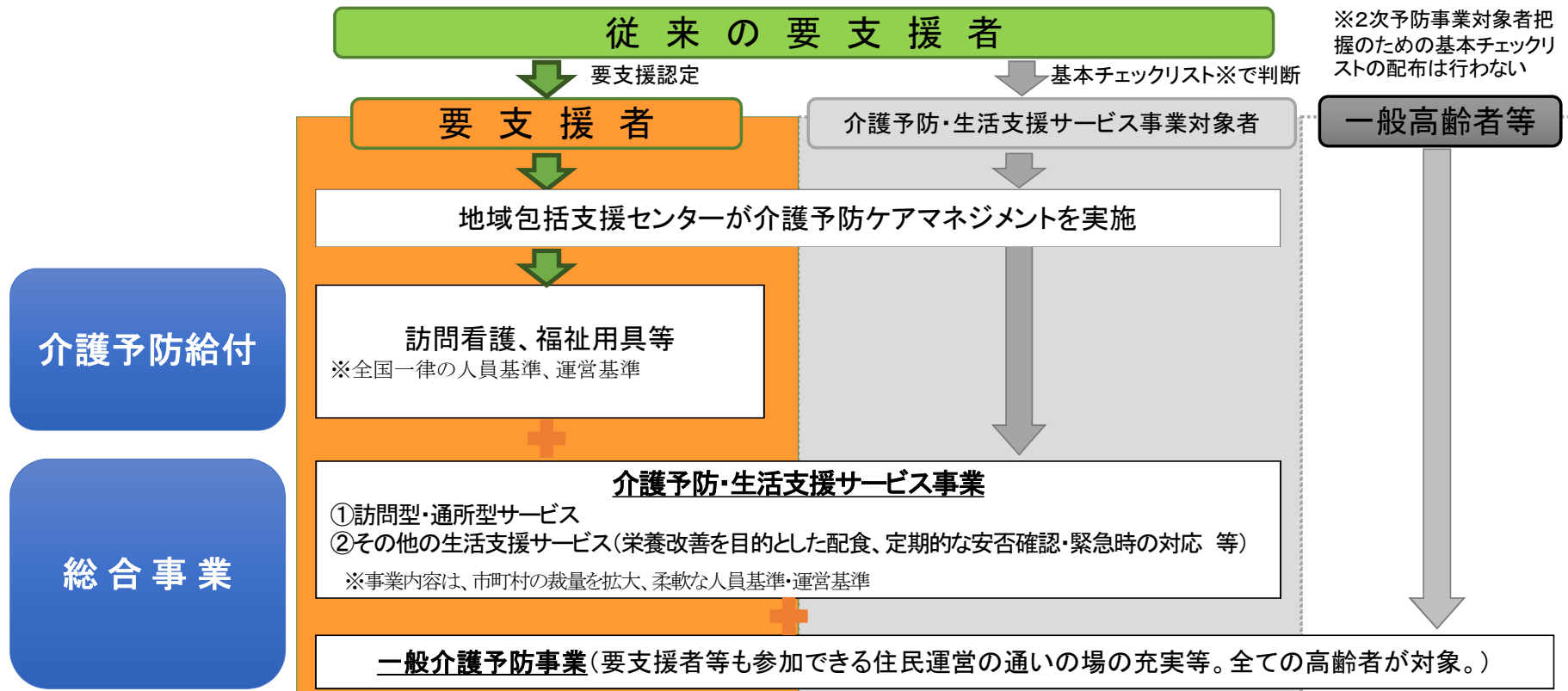
- 予防給付のうち訪問介護・通所介護について、市町村が地域の実情に応じた取組ができる介護保険制度の地域支援事業へ移行（29年度末まで）。財源構成は給付と同じ（国、都道府県、市町村、1号保険料、2号保険料）。
- 既存の介護事業所による既存のサービスに加えて、NPO、民間企業、ボランティアなど地域の多様な主体を活用して高齢者を支援。高齢者は支え手側に回ることも。



# 総合事業の概要

(厚生労働省の資料より)

- 訪問介護・通所介護以外のサービス(訪問看護、福祉用具等)は、引き続き介護予防給付によるサービス提供を継続。
  - 地域包括支援センターによる介護予防ケアマネジメントに基づき、総合事業(介護予防・生活支援サービス事業及び一般介護予防事業)のサービスと介護予防給付のサービス(要支援者のみ)を組み合わせる。
  - 介護予防・生活支援サービス事業によるサービスのみ利用する場合は、要介護認定等を省略して「介護予防・生活支援サービス事業対象者」とし、迅速なサービス利用を可能に(基本チェックリストで判断)。
- ※ 第2号被保険者は、基本チェックリストではなく、要介護認定等申請を行う。





# サービスの類型

(厚生労働省の資料より)

- 要支援者等の多様な生活支援のニーズに対して、総合事業で多様なサービスを提供していくため、市町村は、サービスを類型化し、それに併せた基準や単価等を定めることが必要。そこで、地域における好事例を踏まえ、以下のとおり、多様化するサービスの典型的な例を参考として示す。

## ①訪問型サービス

※ 市町村はこの例を踏まえて、地域の実情に応じた、サービス内容を検討する。

- 訪問型サービスは、現行の訪問介護に相当するものと、それ以外の多様なサービスからなる。
- 多様なサービスについては、雇用労働者が行う緩和した基準によるサービスと、住民主体による支援、保健・医療の専門職が短期集中で行うサービス、移動支援を想定。

基準	現行の訪問介護相当	多様なサービス			
サービス種別	①訪問介護	②訪問型サービスA (緩和した基準によるサービス)	③訪問型サービスB (住民主体による支援)	④訪問型サービスC (短期集中予防サービス)	⑤訪問型サービスD (移動支援)
サービス内容	訪問介護員による身体介護、生活援助	生活援助等	住民主体の自主活動として行う生活援助等	保健師等による居宅での相談指導等	移送前後の生活支援
対象者とサービス提供の考え方	<ul style="list-style-type: none"> <li>○既にサービスを利用しているケースで、サービスの利用の継続が必要なケース</li> <li>○以下のような訪問介護員によるサービスが必要なケース (例) ・認知機能の低下により日常生活に支障がある症状・行動を伴う者 ・退院直後で状態が変化しやすく、専門的サービスが特に必要な者 等</li> </ul> <p>※状態等を踏まえながら、多様なサービスの利用を促進していくことが重要。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○状態等を踏まえながら、住民主体による支援等「多様なサービス」の利用を促進</li> </ul>		<ul style="list-style-type: none"> <li>・体力の改善に向けた支援が必要なケース</li> <li>・ADL・IADLの改善に向けた支援が必要なケース</li> </ul> <p>※3~6ヶ月の短期間で行う</p>	訪問型サービスBに準じる
実施方法	事業者指定	事業者指定／委託	補助(助成)	直接実施／委託	
基準	予防給付の基準を基本	人員等を緩和した基準	個人情報保護等の最低限の基準	内容に応じた独自の基準	
サービス提供者(例)	訪問介護員(訪問介護事業者)	主に雇用労働者	ボランティア主体	保健・医療の専門職(市町村)	

市における当面の実施サービス



## ②通所型サービス

※ 市町村はこの例を踏まえて、地域の実情に応じた、サービス内容を検討する。

- 通所型サービスは、現行の通所介護に相当するものと、それ以外の多様なサービスからなる。
- 多様なサービスについては、雇用労働者が行う緩和した基準によるサービスと、住民主体による支援、保健・医療の専門職により短期集中で行うサービスを想定。

市における当面の実施サービス

基準	現行の通所介護相当	多様なサービス		
サービス種別	① 通所介護	② 通所型サービスA (緩和した基準によるサービス)	③ 通所型サービスB (住民主体による支援)	④ 通所型サービスC (短期集中予防サービス)
サービス内容	通所介護と同様のサービス 生活機能の向上のための機能訓練	ミニデイサービス 運動・レクリエーション 等	体操、運動等の活動など、自主的な通いの場	生活機能を改善するための運動器の機能向上や栄養改善等のプログラム
対象者とサービス提供の考え方	○既にサービスを利用しており、サービスの利用の継続が必要なケース ○「多様なサービス」の利用が難しいケース ○集中的に生活機能の向上のトレーニングを行うことで改善・維持が見込まれるケース ※状態等を踏まえながら、多様なサービスの利用を促進していくことが重要。	○状態等を踏まえながら、住民主体による支援等「多様なサービス」の利用を促進		・ADLやIADLの改善に向けた支援が必要なケース 等 ※3～6ヶ月の短期間で実施
実施方法	事業者指定	事業者指定／委託	補助(助成)	直接実施／委託
基準	予防給付の基準を基本	人員等を緩和した基準	個人情報の保護等の最低限の基準	内容に応じた独自の基準
サービス提供者(例)	通所介護事業者の従事者	主に雇用労働者 +ボランティア	ボランティア主体	保健・医療の専門職 (市町村)

## ③その他の生活支援サービス

- その他の生活支援サービスは、①栄養改善を目的とした配食や、②住民ボランティア等が行う見守り、③訪問型サービス、通所型サービスに準じる自立支援に資する生活支援(訪問型サービス・通所型サービスの一体的提供等)からなる。



# 須賀川市の総合事業における基本方針(案) (No. 1)

## 開始時期

- 平成28年3月1日

## 実施地域

- 須賀川市内全域

## 対象者

- 要支援1・2  
※既に要支援認定を受けている方は、更新時期に合わせて、順次、総合事業へ移行する。
- 事業対象者(基本チェックリスト該当者)

# 要介護認定審査を受けた利用者の費用負担(予防介護訪問介護・予防介護通所介護)について

	H28 1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	H29 1月	2月
1月1日更新者	予防給付												総合事業	
1月中の新規者	予防給付												総合事業	
2月1日更新者	予防給付	予防給付											総合事業	
2月中の新規者		予防給付											総合事業	
3月1日更新者	予防給付	総合事業												
3月中の新規者		総合事業												
4月1日更新者	予防給付	総合事業												
4月中の新規者		総合事業												
5月1日更新者	予防給付		総合事業											
5月中の新規者		総合事業												

# 事業対象者に該当する基準について

## 【基本チェックリスト】

No.	質問事項	回答：いずれかに○をお付けください		事業対象者に該当する基準	
1	バスや電車で1人で外出していますか	0. はい	1. いいえ		複数の項目に支障 10項目以上に該当
2	日用品の買い物をしていますか	0. はい	1. いいえ		
3	預貯金の出し入れをしていますか	0. はい	1. いいえ		
4	友人の家を訪ねていますか	0. はい	1. いいえ		
5	家族や友人の相談にのっていますか	0. はい	1. いいえ		
6	階段を手すりや壁をつたわずに昇っていますか	0. はい	1. いいえ	運動機能の低下 3項目以上に該当	
7	椅子に座った状態から何もつかまらずに立ち上がっていますか	0. はい	1. いいえ		
8	15分位続けて歩いていますか	0. はい	1. いいえ		
9	この1年間に転んだことがありますか	1. はい	0. いいえ		
10	転倒に対する不安は大きいですか	1. はい	0. いいえ	低栄養状態 2項目に該当	
11	6ヶ月間で2～3kg以上の体重減少がありましたか	1. はい	0. いいえ		
12	身長      cm      体重      kg      (BMI =      )      (注)			口腔機能の低下 2項目以上に該当	
13	半年前に比べて固いものが食べにくくなりましたか	1. はい	0. いいえ		
14	お茶や汁物等でむせることがありますか	1. はい	0. いいえ		
15	口の渇きが気になりますか	1. はい	0. いいえ	閉じこもり No.16に該当	
16	週に1回以上は外出していますか	0. はい	1. いいえ		
17	昨年と比べて外出の回数が減っていますか	1. はい	0. いいえ	認知機能の低下 1項目以上に該当	
18	周りの人から「いつも同じ事を聞く」などの物忘れがあるとされますか	1. はい	0. いいえ		
19	自分で電話番号を調べて、電話をかけることをしていますか	0. はい	1. いいえ		
20	今日が何月何日かわからない時がありますか	1. はい	0. いいえ	うつ病の可能性 2項目以上に該当	
21	(ここ2週間) 毎日の生活に充実感がない	1. はい	0. いいえ		
22	(ここ2週間) これまで楽しんでやれていたことが楽しめなくなった	1. はい	0. いいえ		
23	(ここ2週間) 以前は楽にできていたことが今はおっくうに感じられる	1. はい	0. いいえ		
24	(ここ2週間) 自分が役に立つ人間だと思えない	1. はい	0. いいえ		
25	(ここ2週間) わけもなく疲れたような感じがする	1. はい	0. いいえ		

(注) BMI=体重(kg)÷身長(m)÷身長(m)が18.5未満の場合に該当とする

# 基本チェックリストの手続き等について

- ①基本チェックリストで事業対象者に該当すれば、迅速なサービスの利用が可能。
- ②事業対象者でも、必要な時は要介護認定等の申請が可能。
- ③原則は被保険者本人が直接窓口に出向いて実施する。
- ④例外的に本人からの電話や家族の来所による相談等も可。
- ⑤総合事業、要介護認定等申請、一般介護予防事業についての目的や内容等を説明した上で手続きを進める。

## 事業対象者が利用するサービス事業の趣旨

① 要支援状態からの自立の促進や重症化予防の推進をはかる事業。

② ケアマネジメントの中で、本人が目標を立て、その達成に向けてサービスを利用しながら一定期間取り組み、達成後は次のステップに移っていくためのもの。

# 事業対象者に対するケアマネジメントの考え方

①基本的なケアマネジメントのプロセスに基づくものである。

②生活上の何らかの困りごとに対して、単にそれを補うサービスを当てはめるのではなく、利用者の自立支援に資するよう、心身機能の改善だけではなく、地域の中で生きがいや役割を持って生活できるように「心身機能」「活動」「参加」にバランスよくアプローチしていくことが重要である。



アセスメントで抽出された課題を、利用者と共有したうえで目標を設定し、その目標の達成に向けて必要なサービスの利用を検討し、利用者の日常生活の自立に向けて支援するものとして実施されるものである。



# 事業対象者のサービス利用について

①

- 基本チェックリストで該当

②

- 介護予防ケアマネジメント依頼書提出（対象者⇒市）

③

- 名簿登録・「事業対象者」と記載された被保険者証を交付（後日郵送）

④

- 介護予防ケアマネジメント実施（アセス、プラン作成、担会等）、ケアプラン交付

⑤

- サービス事業利用（利用料の支払い等）

⑥

- モニタリング・評価 ⇒ 給付管理票作成、国保連合会等へ送付

# 須賀川市の総合事業における基本方針(案) (No. 2)

## 実施内容

### ①【訪問型サービス】

現行の訪問介護相当のみ実施 (訪問介護員による身体介護、生活援助)

### ②【通所型サービス】

現行の通所介護相当のみ実施 (生活機能の向上のための機能訓練等)

※①、②ともに「多様なサービス」については、今後、市が設置する「協議体」の場で話し合いながら、導入を検討する。

# 須賀川市の総合事業における基本方針(案) (No. 3)

## 利用料

- 予防給付と同額  
(原則1割。一定以上所得者は2割。)

## 支給 限度額

サービス利用者	支給限度額
事業対象者	原則5,003単位 (例外的に10,473単位まで)
要支援1	5,003単位
要支援2	10,473単位

# サービスコード表（一部を抜粋）

## ①訪問型サービス（みなし）

サービスコード		サービス内容略称	算定項目	合成単位数	算定単位
種類	項目				
A1	1111	訪問型サービスⅠ	事業対象者・要支援1・要支援2 (週1回程度)	1,168	1月につき
A1	1211	訪問型サービスⅡ	事業対象者・要支援1・要支援2 (週2回程度)	2,335	
A1	1321	訪問型サービスⅢ	事業対象者・要支援2 (週2回を超える程度)	3,704	

## ②通所型サービス（みなし）

サービスコード		サービス内容略称	算定項目	合成単位数	算定単位
種類	項目				
A5	1111	通所型サービスⅠ	事業対象者・要支援1	1,647	1月につき
A5	1121	訪問型サービスⅡ	事業対象者・要支援2	3,377	

# 須賀川市のサービスコード表における注意点

①訪問型サービス、通所型サービス、介護予防ケアマネジメントの請求において、須賀川市で使用できる単位数は、介護予防訪問介護、介護予防通所介護、介護予防支援の単位数と同じものとする。

②訪問型サービス及び通所型サービスのコード表にある「1回につき」算定するサービスコードは、別途市が設置する「協議体」において、当該サービスの導入の可否を検討する。  
(当分の間、「1回につき」の単位数は使用しない。)

# 須賀川市の総合事業における基本方針(案) (No. 4)

## 請求方法等

訪問介護事業所 通所介護事業所	<ul style="list-style-type: none"><li>・国保連合会へ請求（様式等の変更注意到意）</li><li>・改めて利用者との契約が必要</li></ul>
地域包括支援センター (介護予防 ケアマネジメント費)	<ul style="list-style-type: none"><li>・【要支援1・2】国保連合会へ請求（様式等の変更注意到意）</li><li>・【事業対象者】市へ請求（請求方法について現在検討中）</li><li>・改めて利用者との契約が必要</li></ul> <p>※介護予防ケアマネジメント費は、介護予防支援費と同額。 ※原則的な介護予防ケアマネジメントのプロセスが必要。 ※介護予防ケアマネジメントは、居宅支援事業所への委託も可能。</p>



# 平成28年3月サービス提供分以降の請求先等について

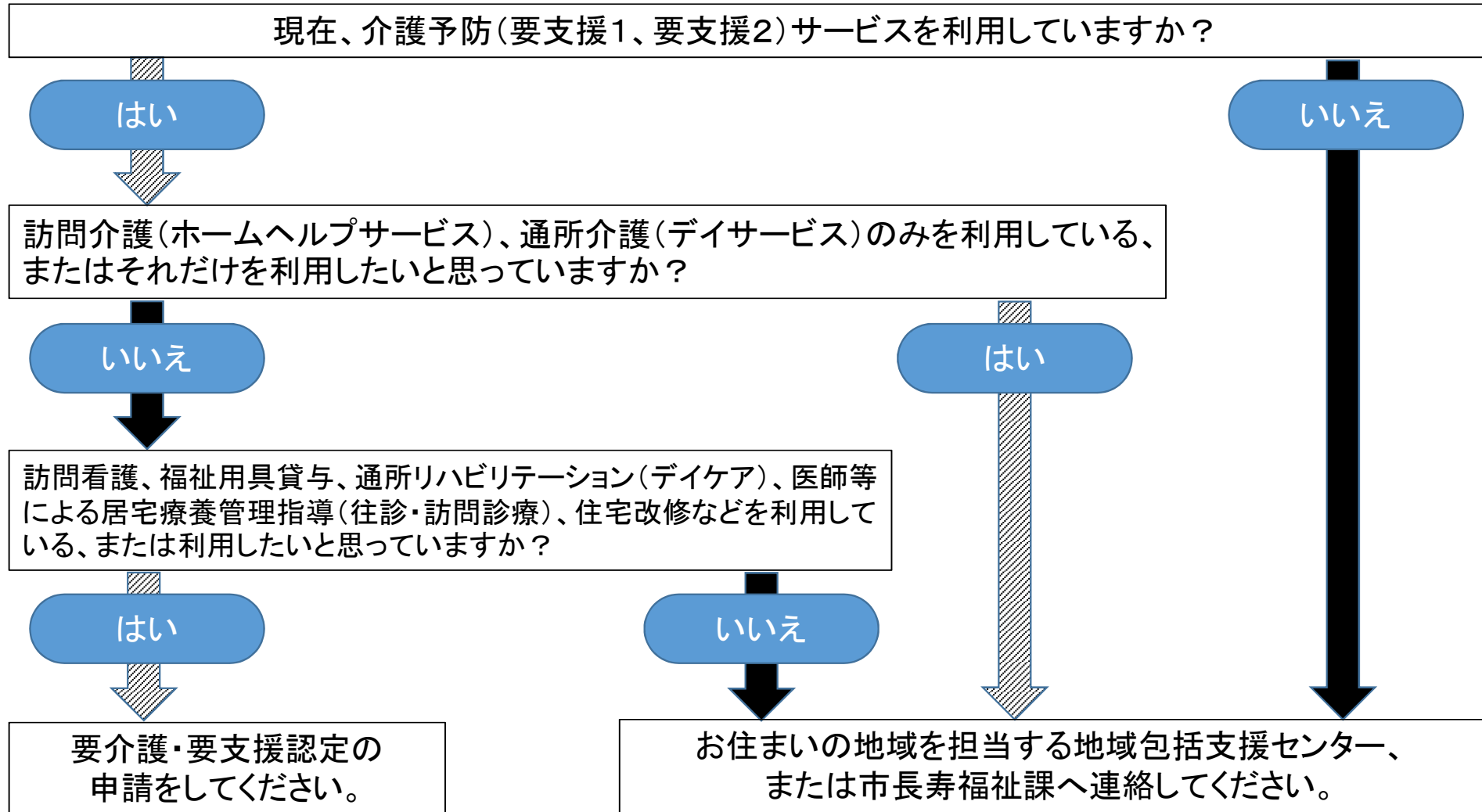
		要支援1・2				事業対象者
		有効期限の開始日H28. 2. 29以前		有効期限の開始日H28. 3. 1以降		
		訪問介護 通所介護 +その他サービス	訪問介護 通所介護 のみ	訪問介護 通所介護 +その他サービス	訪問介護 通所介護 のみ	訪問型 通所型 のみ
訪問介護事業所 通所介護事業所	請求先	国保連		国保連		
	請求書様式	様式1		様式1-2		
	明細書様式	様式2-2		様式2-3		
	コード	訪問61、通所65		(みなし指定) 訪問A1、通所A5 (みなし指定以外) 訪問A2、通所A6		
	費用の種類	予防給付		総合事業費		
地域包括 支援センター	請求先	国保連	国保連	国保連	市	
	請求書様式	様式1	様式1	様式1-2	(検討中)	
	明細書様式	様式7-2	様式7-2	様式7-3		
	コード	46	46	AF		
	給付管理票 様式	様式11	様式11	様式11	様式11	
	サービス名	介護予防支援	介護予防支援	介護予防ケアマネジメント	介護予防ケアマネジメント	
	費用の種類	予防給付	予防給付	総合事業費	総合事業費	

# 要介護認定に係る有効期間の見直し

- 1 更新申請時の要介護認定に係る有効期間を一律に原則12か月、上限24か月にする。
- 2 有効期限開始日が平成28年3月1日の方から対象となる。
- 3 新規申請や区分変更申請は、変更なし。(原則6か月、上限12か月)

申請区分等		現行		新しい期間	
		原則の認定有効期間	設定可能な認定有効期間の範囲	原則の認定有効期間	設定可能な認定有効期間の範囲
更新申請	前回要支援 →今回要支援	12か月	3か月～12か月	12か月	3か月～24か月
	前回要支援 →今回要介護	6か月	3か月～12か月	12か月	3か月～24か月
	前回要介護 →今回要支援	6か月	3か月～12か月	12か月	3か月～24か月
	前回要介護 →今回要介護	12か月	3か月～24か月	12か月	3か月～24か月

# サービスを利用するにはどうすればいいの？



# 問い合わせ先

施設名	住所	電話番号	担当地区
中央地域 包括支援センター	牛袋町5 (須賀川アリーナ内)	(88)8215	須賀川・浜田
西部地域 包括支援センター	長祿町1 (公立岩瀬病院西側)	(75)3222	西袋・稲田・仁井田
東部地域 包括支援センター	小作田字仲田23-1 (大東公民館斜め向い)	(79)1551	小塩江・大東
長沼・岩瀬地域 包括支援センター	志茂字末津久保1-2 (長沼ホーム内)	(67)3113	長沼・岩瀬
長寿福祉課	牛袋町5 (須賀川アリーナ内)	(88)8117	全地区